

相模原市人権施策推進指針の改定について

平成14年3月に策定した「相模原市人権施策推進指針」を改定しましたので、お知らせします。

1 指針改定の趣旨

本市では、相模原市総合計画に「人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会」を政策の基本方向の一つとして掲げ、人権尊重のまちづくりを推進してきました。

この間、人権尊重に向けての社会的な意識の高まりを背景に、人権に関する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実や、人権に対する市民意識の高まりも見られてきました。

しかしながら、近年、いじめや虐待など人権を脅かす事案が繰り返し発生しているほか、外国人や障害のある人に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害、性的少数者に対する偏見などの人権課題が生じています。

このような社会環境の変化や新たな人権課題への対応を図るため、相模原市人権施策審議会の意見を踏まえ、平成14年3月に策定した「相模原市人権施策推進指針」について、改定を行ったものです。

2 指針改定の主な内容

目指すべき基本理念の明確化

基本理念

一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、
お互いの人権を認め合う共生社会の実現

当事者の視点や人権教育等を重点とした基本姿勢【追加・具体化】

- ・あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映するとともに、当事者の視点に立った人権尊重を基調とした市政の推進
- ・すべての分野において重要となる人権教育・人権啓発の推進
- ・多様な主体と連携した取組の推進

新たな課題に対応した分野別施策の設定【追加・細分化】

- ・現行指針の分野別施策に加え、国が定める分野等を踏まえ、新たな分野を追加設定するとともに、一部の分野において内容を特筆するなど具体的な表記に改めた。

【現行】9分野 【改定】14分野（20項目）

市民等との連携・協働による実効性のある施策の推進【追加】

- ・これまでの推進体制に加え、具体的な展開方法を追加

3 指針の構成

第1章 人権施策推進指針改定に当たって

- 1 指針改定の趣旨
- 2 国内の取組
- 3 国際社会の取組
- 4 人権を取り巻く現状
- 5 本市の取組
- 6 改定の基本的視点

第2章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 指針の位置付け

第3章 人権施策の基本姿勢

- 1 あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映
- 2 人権教育・人権啓発の推進
 - (1)人権教育
 - (2)人権啓発
- 3 人権の擁護に向けた相談・支援体制の充実
- 4 多様な主体と連携した取組の推進
 - (1)国、県及び関係機関等との連携
 - (2)市民参加の促進
 - (3)事業者の協力・支援

第4章 分野別施策の基本的方向

- 1 子ども
- 2 男女
- 3 障害者
- 4 高齢者
- 5 同和問題(部落差別)
- 6 外国人
- 7 疾病等
- 8 性的少数者
- 9 労働者
- 10 災害
- 11 貧困
- 12 自殺
- 13 インターネット
- 14 様々な人権課題

第5章 施策の推進に当たって

- 1 施策の点検・確認
- 2 庁内の推進体制
 - (1)庁内推進組織
 - (2)人権研修の推進
- 3 市民等との連携・協働
- 4 人権行政の推進に向けて

本編については、ホームページに掲載します。

URL：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/pubcome/1005070.html

問い合わせ 相模原市人権・男女共同参画課 電話042-769-8205
